

## 神戸の観光振興を目的とした神戸洋家具ドアの活用事業者の募集

### 1 趣旨

令和4年度に実施した神戸観光プロモーション「Door to KOBE」事業にて使用した、神戸洋家具のドア型フォトスポットを活用し、神戸の観光振興に資する事業を実施する事業者を募集します。

### 2 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市公有財産規則に規定する普通財産の使用貸借契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、企画提案書に基づき決定する。貸付料については、観光振興を目的とするものについて、公益性の観点から免除する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 契約書案

別紙参照

#### (3) 契約期間

契約締結日～令和6年3月31日

#### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に事業者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 3 貸与物品に関する事項

#### (1) 設計図 別紙設計図のとおり

#### (2) 基数 最大6台（6色）※提案内容による

#### (3) その他 基礎となる鉄板等を含む

なお、現状有姿での貸付となるため、指詰めや転倒防止等の安全対策については、事業者の判断で実施すること。また、設置、維持管理にかかる費用は事業者が負担する。

### 4 応募資格

本業務に応募するものは、次のすべてに該当しないものとする。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

#### (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条もしくは第19条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの

#### (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされているもの

#### (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの

- (5) 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの
- (6) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）に基づく暴力団等に該当するもの
- (8) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人

## 5 スケジュール

- (1) 実施要領配布、質問受付開始（公募開始） 令和5年6月27日（火）
- (2) 応募申込、質問提出期限 令和5年7月18日（火）
- (3) 質問に対する回答 令和5年7月25日（火） 予定
- (4) 企画提案書の提出期限 令和5年8月1日（火）
- (5) 選考結果通知 令和5年8月下旬（予定）

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 応募申込、質問の受付

#### ① 受付期間

1 公募開始日から令和5年7月18日（火）17時まで

#### ② 提出方法

別紙「応募申込書（様式1）」「質問票（様式5）」に記載し、後述の「10. 提出先、問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにより送付すること。なお、件名は「Door to KOBE 質問票送付」とすること。

#### ③ 回答方法

応募申込送付者に対して、令和5年7月25日（火）（予定）に本市により電子メールにて回答する。回答内容は実施要領及び業務仕様書を補足する効力を持つものとする。

### (2) 企画提案書の提出

観光振興を目的に、市内でのフォトスポットの設置及びフォトスポットを活用したにぎわいづくりを提案すること。なお、設置する台数は最大6台とする。

#### ① 提出書類

- ア 事業者概要書（様式2）
- イ 誓約書（様式3）
- ウ 事業計画書（様式4）
- エ 企画提案書（任意様式・A4版本文5ページ以内）

#### ② 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

- ア 市内フォトスポットの設置箇所
- イ にぎわいづくりのコンセプト、手法
- ウ 設置物の安全管理に係る管理体制

#### ③ 受付期間

公募開始日から令和5年8月1日（火）17時まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

④ 提出部数

正本1部及び電子データ（CD-R（PDF））

## 7 選定に関する事項

### （1）選定基準

本事業の趣旨に沿った提案であることを前提とした上で、提案書における以下の記載内容を踏まえて選定する。

評価項目	評価の視点	配点
公共性・話題性・集客性	・公共性があり、広く市民及び観光客の利用が可能か ・話題性のある事業が企画されているか	30
安全管理	・設置物等の安全管理を適切に実施しているか	15
地元企業の参加機会	・地元企業もしくは準地元企業か	5
計		50

### （2）選考方法

- ① 選考委員は、選考基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ② 審査の結果、選考委員の全体評価点の合計が最も高い事業者を選考する。
- ③ 選考の過程で、設置するフォトスポットの台数変更を求める場合がある。

### （3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### （4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8 その他

### （1）提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、

法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

## 9 提出先、問い合わせ先

〒651-0087

神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館9階

神戸市経済観光局観光企画課 担当 西尾・青木

電話番号：078-984-0361

Eメールアドレス：[kobe\\_digital\\_event03@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kobe_digital_event03@office.city.kobe.lg.jp)